



うちなー健康経営宣言

第 926 号

令和 4 年 9 月 30 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

「企業は人なり人はこころなり」とあるように企業にとっての社員は財産であり、唯一無二の存在という事を「うちなー健康経営宣言」を機に、企業理念に「健康保持・増進」を新たに設け、健康診断受診率100%、メンタルヘルスチェック等を継続実施し、社員全員の心身の健康を目指し推進していきます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聞いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 血圧管理に取り組む。
5. 感染症予防に取り組む。
6. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
7. 治療と仕事の両立支援に取り組む。
8. ・インフルエンザ接種助成金（厚生費）
・朝礼時にラジオ体操及び健康観察票の実施

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。